

郵送受付確認票（転園申込用）

令和____年____月転園希望申込

※該当する転園希望月をご記入ください。

記入日	令和 年 月 日		
申込児童氏名		申込児童生年月日	令和 年 月 日

★必ず提出する書類	【 No.1 ～ No.4 はすべて提出してください 】					郵送前確認チェック欄 (申込者が記入して下さい)		
	提出書類		提出が必要な場合	注意事項				
	No.1	・ 保育所等変更申込書	・ 必須	・ 希望月の前月末時点で認可保育所等に在籍していない方(直前に小規模保育施設を卒園する場合等を含む)の申込は、転園申込でなく新規入所申込となるため、この様式ではなく『子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書』をご利用下さい。		☐		
	No.2	・ 保育所等利用申込補助票	・ 必須	・ 次に該当する児童は、窓口での直接申込のみ とさせていただきますのでご了承下さい。 ①健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童 ※病気、怪我などの既往歴がある場合、障害者手帳等をお持ちの場合、発達全般で相談している場合や入所後に一定のケアが必要と思われる可能性がある場合も含みます。 ②アレルギー症状や宗教上の理由などにより、食事制限や服薬管理が必要な児童 ③児童の養育上の課題（医療的ケアを必要とする等）を抱えている方		☐		
		・ 乳幼児健康診査の結果の写しまたは親子健康手帳(母子健康手帳)の写し		・ 直近の乳幼児健康診査の結果と氏名がわかるページの写しを添付してください。		☐		
	No.3	・ 本人確認書類（写）添付台紙	・ 必須	・ 台紙のとおりに必要な書類の添付ができているか、ご確認ください。		☐		
	No.4	・ 郵送受付確認票（転園申込用） ※この様式	・ 必須	・ 全ての必要書類が揃っているかを確認して、チェック欄への記入をしてください。 ・ 希望月の前月末日時点で認可保育所等に在籍していない方(直前に小規模保育施設を卒園する場合等を含む)の申し込みは、転園申込でなく新規入所申込となるため、この様式ではなく通常の郵送受付確認票をご利用下さい。		☐		
	【 No.5 はご家庭によって提出する書類が異なります(提出は必須 です) 】 父母それぞれについて、A～Fのいずれかのケースに該当する書類をご用意ください					郵送前確認チェック欄 (父と母、それぞれの当てはまる項目にのみチェックして下さい)		
	提出書類		提出が必要な場合	注意事項		父の状況	母の状況	
	No.5	→ A	・ 就労証明書	・ 就労中のとき	・ 本人(又は家族)が経営する事業所で就労している場合は、就労証明書に加えて次の㉗～㉙のいずれかの書類の写しも必ず添付してください。 ㉗:開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ) ㉘:登記事項証明書 ㉙:登記簿の謄本/抄本 ㉚:確定申告書(直近年度分)㉛:請負契約書 ㉜:営業許可書 等 ※就労証明書は、証明日よりも就労開始日が後の日付の場合、就労内定となります。 就労内定の場合は後日、就労開始後に作成した就労証明書を提出してください。		☐	☐
		→ B	・ 親子健康手帳 (母子手帳)	・ 産前産後のとき	・ 表紙と分娩予定日が分かるページの写しが必要です ・ 出産予定日の記載がないものについては、受付できません		☐	☐
		→ C	・ 医師の診断書、障害者手帳等の写し	・ 疾病等のとき	・ 診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合は、受付できません)		☐	☐
		→ D	・ ①:介護または付き添いに関する申立書 ・ ②:状況を確認できる書類	・ 介護中等のとき ※①と②両方が必要	・ ①:月間64時間以上介護をしていることがわかるもの ・ ②:介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書等		☐	☐
		→ E	・ 求職活動に関する申立書	・ 求職中のとき	・ 求職活動に関する申立書		☐	☐
		→ F	・ ①:在学証明書 ・ ②:時間割等	・ 就学中のとき ※①と②両方が必要	・ ①:就学先は原則として学校教育法、職業訓練開発促進法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律で定めるものに限る ・ ②:月間64時間以上の就学をしていることがわかるもの		☐	☐
★該当する場合の提出書類	【 No.6 ～ No.8 は 該当する場合のみ 書類を提出してください 】					郵送前確認チェック欄 (該当項目にチェックして下さい)		
	提出書類		提出が必要な場合	注意事項				
	No.6	・ 祖父母の状況がわかる書類	・ 65歳未満の祖父母が同居している場合	・ 65歳未満の祖父母と同居（多世帯住宅等を含む）している場合、祖父母に関する保育を必要とする状況が分かる書類（No. 5のA～Fと同じもの※ただしEのときのみ除く）の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整における指数が減点されます。		☐		
	No.7	・ 障害者手帳などの写し	・ 障害者手帳等をお持ちの方	・ 申請児童と同居する家族で障害者手帳・療育手帳などの交付を受けている方は、提出が必要です。		☐		
No.8	・ 保育士資格証等の写し	・ 大和市内で保育士等として就労(内定)の方	・ 教育・保育施設等利用ガイドの保育所等利用調整基準にある保育士等の加算対象になる方は、当該資格証等の写しを提出すれば利用調整における指数の加対象となることがあります。 (No. 5で提出する就労証明書の記載内容と合わせて審査を行います)		☐			
●注意事項		※No. 5～No. 8の書類は、提出を省略できる場合があります（※希望月から起算して6ヵ月以内の証明日で発行された書類(※希望月時点の状況として最新の内容が記載されているものに限る)をすでにほいく課にご提出している場合のみ、改めて提出する必要はありません。前回届け出た内容から変更がある場合等は、改めて書類をご提出ください） ※切手の料金が不足していると申し込みを受け付けできない可能性があります。 ※申込書類の到着・郵便配達遅れ等により提出期限（締切日必着）に間に合わなかった場合、受け付けはできません。 ※申し込みの受付後は書類の返却、コピーの交付等は一切できません。必要に応じてあらかじめご自身でコピーをお取りください。 ※電話等での到達状況の確認はできませんので、必要に応じて簡易書留等を利用してください。 ※申込書類一式は申込する児童ごと・年度ごとに別に必要になります。（No.1, 2, 3, 4以外の書類は原本が1部あれば、その他の同じ書類は写しでも可能です）						